

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月26日提出

宇治市長 松村 淳子



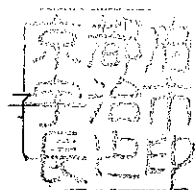
専 決 処 分 書

専決第1号

工事請負の変更契約を締結するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月12日

宇治市長 松 村 淳



工事請負の変更契約の締結について

市は、東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その1）にかかる請負の変更契約を、次のとおり締結する。

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 契約の目的 | 東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その1） |
| 2 | 元契約金額 | 226,710,000円 |
| 3 | 今回変更契約金額 | 7,322,700円 増額 |
| 4 | 変更後の契約金額 | 234,032,700円 |
| 5 | 契約の相手方 | 宇治市伊勢田町中ノ荒60番地の15
株式会社カナヤマ建設
代表取締役 金山 源一 |
| 6 | 工事場所 | 宇治市五ヶ庄池ノ浦36番地の1 |

専 決 処 分 書

専決第2号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月22日

宇治市長 松村 淳 子



損害賠償額の決定について

市は、道路上の事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 177,570円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名



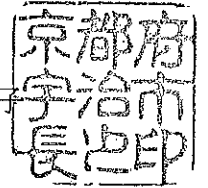
専 決 処 分 書

専決第3号

工事請負の変更契約を締結するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年2月19日

宇治市長 松村 淳



工事請負の変更契約の締結について

市は、(仮称)近鉄小倉駅西自転車等駐車場新築建築工事にかかる請負の変更契約を、次のとおり締結する。

- 1 契約の目的 (仮称)近鉄小倉駅西自転車等駐車場新築建築工事
- 2 元契約金額 177,045,000円
- 3 今回変更契約金額 4,211,900円 増額
- 4 変更後の契約金額 181,256,900円
- 5 契約の相手方 宇治市宇治善法114番地の17
株式会社白川工業
代表取締役 白川 義成
- 6 工事場所 宇治市小倉町神楽田33番地の59